

阿賀野市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び阿賀野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年阿賀野市条例第28号）第6条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年1月29日

阿賀野市長 田 中 清 善

施設の名称	指定管理者の 名称及び所在地	指定期間
阿賀北葬斎場	富士建設工業株式会社 新潟市北区島見町3307番地16	令和6年4月 1日から 令和11年3月31日まで